

評議員及び役員報酬等に関する規程

2012年4月 1日制定

2023年6月15日改正

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人小田急財団（以下「この法人」という。）の定款第14条及び第28条に基づき、評議員、理事及び監事（以下「役員等」という。）の報酬等の額及びその支給基準について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 報酬とは、役員等がその職務の対価として受け取る金員をいう。

2 費用とは、役員等がその職務の遂行に伴い発生する旅費、交通費等の経費で、報酬に含まれないものをいう。

(報酬の額)

第3条 報酬額は日額とし、別表の区分に応じて、それぞれに定める総額の範囲内において支給する。

2 前項に定める日額は、この法人の評議員会又は理事会に出席（書面決議を含む）したとき及び監事が監事の職務に従事したとき（以下「従事等」という）、1回につき別表の報酬（日額）欄の金額を支給する。

3 一時金（賞与）は支給しない。

4 役員等で任期の満了、辞任又は死亡により退任した者には、別表に定める退職慰労金を支給する。

(報酬の支払方法)

第4条 役員等の報酬は、全額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。

2 役員等が報酬の全部又は一部につき、自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(費用等の支払方法)

第5条 役員等に対する費用については、これの請求があった日から遅滞無く全額を通貨で、直接役員等に支払うものとし、また前払いを要する場合には事前に支払うことができるものとする。

2 役員等が費用の全部又は一部につき、自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(退職慰労金の支払方法)

第6条 役員等の退職慰労金は、全額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。ただし、死亡により退任した者に対しては、その法定相続人に支払うものとする。

2 役員等が退職慰労金の全部又は一部につき、自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(規程の改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会において特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の決議により行う。

(委任)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、2023年6月16日から施行する。

別表（第3条関係）

役職	勤務形態	報酬（日額・手取り）	報酬（年間総額・手取り）
理事	非常勤	30,000 円	1,000,000 円
監事（公認会計士・税理士）	非常勤	30,000 円	1,000,000 円
評議員	非常勤	30,000 円	1,000,000 円
退職慰労金		金額（手取り）	
理事・監事・評議員		30,000 円	